

小規模事業者持続化補助金<追加公募分>のご案内

小規模事業者の皆様へ!!

チャンスです!

チラシの作成や商品パッケージの作製
店舗改装や商談会・展示会へ出展等にかかる
経費の一部を補助!

経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対し、

50万円 を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

経営計画の策定や補助事業計画書の作成・申請手続き、
事業の実施にあたって、商工会議所がサポートします。
この機会にぜひ自らの事業の見直しを行ってみませんか!

対象は、製造業や小売業に限らずご利用できます!
まずは商工会議所へご連絡を!

(お問合わせ先)

土佐清水商工会議所 電話:0880-82-0279

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(事業計画書提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

【特設ウェブサイト】公募要領等が確認できます。 URL: <http://h28.jizokukahojokin.info/tsuika/>

○手続きの期限等

申請締切り	採択結果公表	実施期限
平成29年5月31日(水)	平成29年7月中旬予定	交付決定通知書受領後から平成29年12月31日(日)まで

※申請書類の作成等期間も踏まえて

第2次受付分については 平成29年5月17日(水)までにお申し込みください。

◆補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

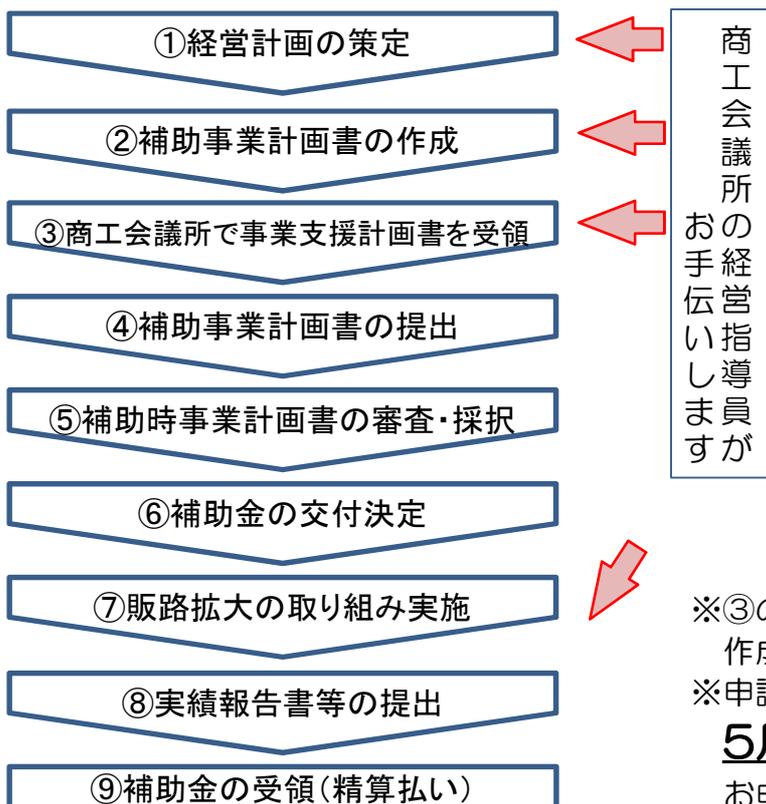
補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円

※複数の事業者が連携する場合には、上限は500万円です。

- なお、今回の追加公募では、小規模事業者の円滑な事業承継を後押しするため、**代表者が60歳以上の場合**は、「**事業承継診断票**」(地域の商工会議所が事業者を確認しながら作成・交付)を提出していただくとともに、後継者候補が中心となって取り組む事業について重点的に支援します。

◆申請手続



※③の計画書は商工会議所での作成が必要です。

※申請書類の作成等期間も踏まえて

5月17日(水)までに

お申し込みください。